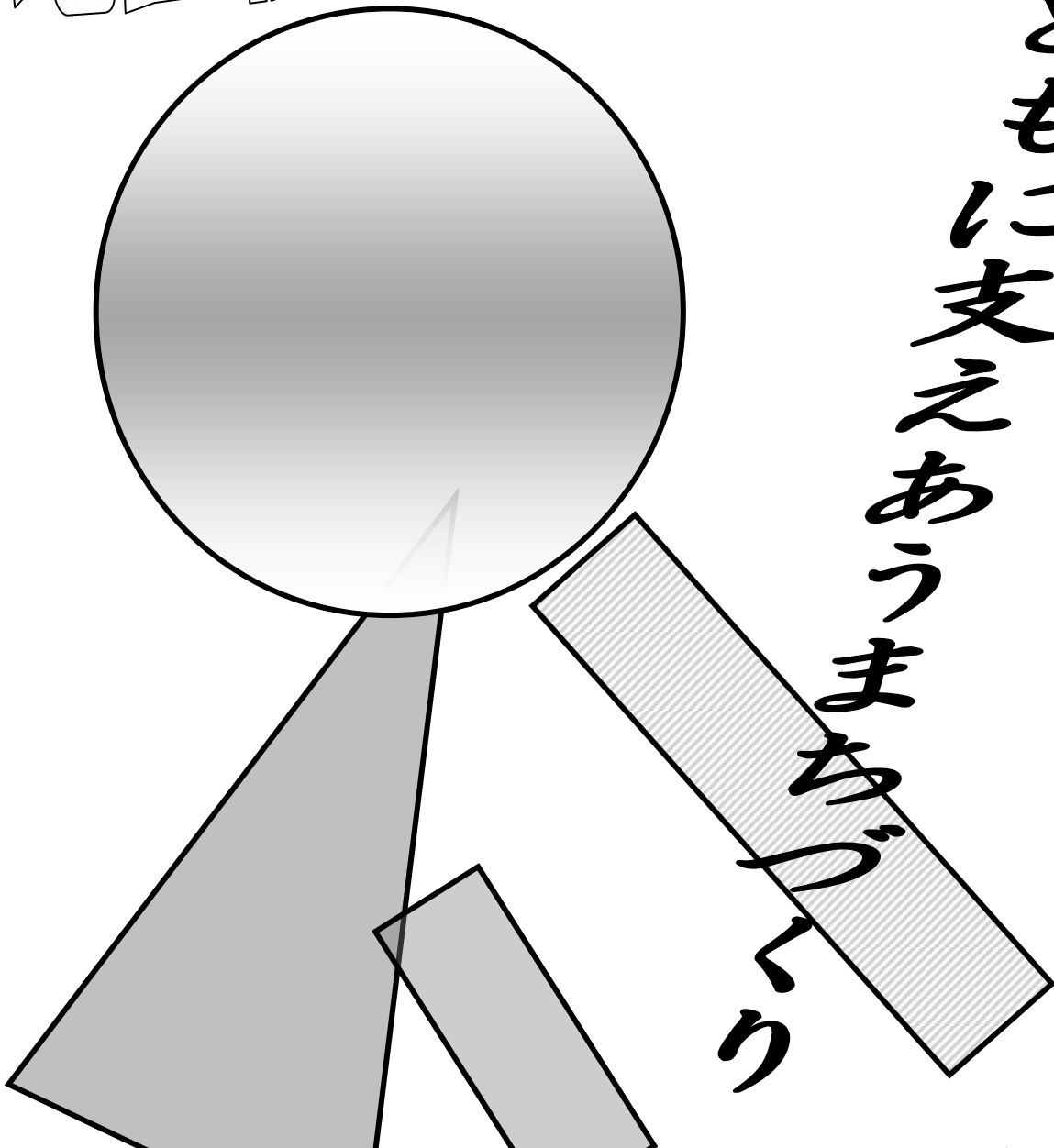


2013年 Ver. 2

地区社協活動マニュアル



社会福祉法人綾瀬市社会福祉協議会

もくじ

はじめに	2
1 地区社協がなぜ必要か	3
2 地区社協が求められる役割	4
3 地区社協の歴史	5
4 地区社協の範囲	6
5 地区社協と自治会の関係	6
6 地区社協と市社協の関係	7
7 地区社協の組織	7
8 地区社協の財源	9
9 市社協の支援体制	10
10 地区社協活動展開のイメージ	11
11 地区社協が抱える課題	15
12 さあステップアップ	17
参考	18
綾瀬市内の地区社協の状況	23

はじめに

社会福祉法人綾瀬市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）では、小地域における福祉推進の担い手として、地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）の全自治会設置を重点目標に取り組んできました。

綾西地区が、平成8年9月に市内の地区社協第1号として設立し、平成22年2月に寺尾天台地区が市内14番目の地区社協として設立し、綾瀬市内のすべての自治会区域に地区社協が設置されました。また同年6月に地区社協の横断組織である「綾瀬市地区社会福祉協議会連絡協議会」が組織化されました。

それぞれの地区社協が特徴のある活動を行っていますが、さまざまな課題を抱えながら、方向性を模索している状況が各地区において見受けられます。

地域性や構成員などによって地区社協のスタイルは違っていても「ともに支えあうまちづくり」「住んでいてよかった」と思える地域を作っていきたいと願う気持ちは皆様共通の思いです。

当初このマニュアルは、これから設立される地域に向けて作成されたものでしたが、これをこれからの地区社協活動のヒントとなるよう改訂版として再び発行する運びとなりました。

本会においては、平成26年度から5年間の「第三次綾瀬市地域福祉活動計画」を策定中です。前第二次計画からは特に地区社協を中心とした地域福祉活動の展開を大きな柱として様々な取組みを行ってまいりましたが、第三次計画においてもその取組みを継承し、さらに充実を図って参りたいと考えております。

最後になりましたが、この活動マニュアルが、今後の地区社協活動推進のヒントになれば幸いです。

平成25年11月

社会福祉法人綾瀬市社会福祉協議会

1 地区社協がなぜ必要か

今日までに行われている地区社協活動は、その地区の地域性や組織の構成員によってさまざまですが、やはり共通することは「住んでいてよかったと思えるまち」を作ることではないでしょうか。そのためには縁を増やすことやごみ問題を解決することも必要なことですが、人と人との関係を大切に、子どもや高齢者、障害者など社会的に弱い立場にある人も同じ地域で暮らす仲間として尊重することのできる地域基盤を作っていくことが必要であることは言うまでもありません。

平成12年から施行された介護保険制度は、戦後から続いた措置制度から契約制度（利用者自らがサービス選ぶことができる）へと大きく転換しました。また、障害者施策においても平成15年に支援費制度が施行され、平成18年4月から障害者自立支援法、平成25年から障害者総合支援法へと介護保険同様契約制度へと転換されています。

自由に選択できる契約制度は、サービスの利用率を飛躍的に向上させ、高齢者や障害者の方々が住み慣れた地域において自立した生活を送っていくための選択肢が増えました。しかし、これらの制度は法を超えての援助は行えないため、利用者の十分な思いや希望（ニーズ）を満たすことはできないのが現状です。（例えば、雨戸を開ける・ごみを捨てるなどの短時間の生活援助は、それ単独で利用することはできません。また、電球の交換や簡易な修繕は介護保険等のサービスでは実施することもできません。）

また、見守りや安否確認など緩やかな支えあいによらなければ実施することの出来ない活動も介護保険制度や障害者支援制度ではなかなか馴染めません。特に災害弱者と言われる高齢者や障害者のみの世帯は、日常生活上の支援のみならず、災害時・緊急時に早期発見・対応していくことも地域の大きな課題です。

さらに、高齢者や障害者の問題のみならず、子どもの問題も地域の深刻な課題のひとつです。昨今、下校中の子どもを狙った悪質かつ凶悪な事件が急増しています。また、児童虐待問題においても地域や家庭で親が孤立していることが大きな原因とされています。

「向こう三軒両隣」と昔の方はよく言ったものです。しかし、今では「隣は何をする人ぞ」ではないでしょうか。それだけ地域のつながりが弱くなった今日において、改めて住民主体による地域福祉の推進が求められています。

さらに地域には福祉活動のみならず、さまざまな目的を持って活動しているグループや団体があります。各々が抱える問題や課題はそれぞれありますが、自分のところだけではなかなか解決できないことも多くあります。

しかし、他の団体と地域の問題・課題と同じであるという認識を持って連携・協議することによって解決できることもあり、同じ地域の課題として共有することもできます。

これらの機能を地域の特性や特徴を考慮し、地域福祉向上のために組織化された団体を「地区社会福祉協議会（地区社協）」と言います。

2 地区社協の求められる役割

- (1) 地域の様々な団体やグループの活動を活かして互いに協力し合い、互助のネットワークをつくること。
- (2) 公的なサービスだけでは対応できない地域の福祉課題、生活課題に取り組み、社会的に弱い立場にある人を支援すること。
- (3) 地域の人たちが抱える様々な福祉課題、生活課題を掘り起こし、解決に向けて組織的に活動すること。
- (4) 「地域のつながり」を活かして行政・専門機関への橋渡しや連携も含め問題解決につなげること。
- (5) 年齢や障害の有無に関係なく誰もが安心して暮らし、生きがいを持てるよう支援すること。
- (6) きめ細かな見守りや支援により、地域住民に安心感を与えること。
- (7) 地域の人たちが運営や活動に参加できる機会をつくること。
- (8) 福祉についての理解を深めるための働きかけや担い手の掘り起こしを行うこと。
- (9) 福祉課題、生活課題を解決するための活動計画を作成し実施すること。

3 地区社協の歴史

平成	3年	3月	綾瀬市社協発展計画（5ヵ年）策定（地区社協の設置に向け取り組みを始める）
平成	5年	3月	小地域活動推進検討委員会（綾瀬市における地区社協活動の展開方法を具体化する）
平成	8年	9月	綾西地区社協発足（市内最初の地区社協）
平成	9年	3月	綾瀬市社協活動推進計画（5ヵ年）策定（基本理念である「ともに支えあうまちづくり」を継承）
平成	9年	3月	中村地区社協発足
平成11年	10月		上深谷地区社協発足
平成13年	3月		蓼川地区社協発足
平成13年	3月		落合地区社協発足
平成14年	4月		寺尾自治会が4分割される（11自治会→14自治会）
平成16年	6月		寺尾綾北地区社協発足 上土棚地区社協発足
平成17年	6月		大上地区社協発足
平成18年	3月		綾瀬市地域福祉活動計画策定
平成18年	5月		吉岡地区社協発足
平成19年	1月		寺尾南地区社協発足
平成20年	2月		小園地区社協発足
平成20年	6月		早川地区社協発足
平成21年	2月		寺尾北地区社協発足
平成21年	4月		第二次綾瀬市地域福祉活動計画策定
平成22年	2月		寺尾天台地区社協発足（市内全地区に地区社協設置）
平成22年	6月		綾瀬市地区社会福祉協議会連絡協議会設立

4 地区社協の範囲

地区社協は、概ね人口5千人から2万人の小学区を範囲とした日常生活圏域を基盤として展開される「住民の主体的な福祉活動」です。

綾瀬市の場合は、市内の14自治会の区域を地区社協の活動範囲としています。

5 地区社協と自治会の関係

「うちは自治会が十分に機能しているから地区社協は要らない」「自治会の活動も地区社協の活動も変わらないのではないか」という声を地区社協を設置するための説明会の時に聞いたことがあります。

その区域内の住民の方々を対象に住みやすい住民自治を行っていくわけですから、自治会も地区社協も目的は変わりありません。現在活動している地区社協の中には地区社協が主体となって敬老会を実施するなど自治会活動と同じような活動を行っているところもあります。

「自治会が地区社協の代わりをしているから必要ない」と言ってしまうはそれまでですが、自治会活動は、行政からの依頼に基づく活動やイベント、自主事業など役員の皆さんは非常に多忙な中で、福祉活動に特化することは困難です。

また、自治会組織とは別に草の根的な活動している地域団体（サロン、災害ボランティア、地域ボランティア、子育て団体など）もたくさん組織化されています。自治会の助成団体や協力団体だけでなく、地域を構成するさまざまな団体と連携が取れるのは、縦の関係ではなく横のつながり「協議会」なのです。

また、災害時に見られるように「人のために何かしたい」「住み慣れた地域で役に立ちたい」と思う気持ちが多くの人にあるにも関わらず、地域における受け皿がないため、埋もれてしまっている貴重な人材がたくさんいます。その受け皿として機能するためには、自治会より地域福祉の向上に特化した地区社協の設置が望ましいと考えられます。

6 地区社協と市社協の関係

市社協の支部？という声を多く聞きますが、市社協と地区社協は上下の関係ではなく、地区社協は、市社協を構成する団体の一つとして位置づけられています。

しかし、市社協は地区社協の設置を促し、その後の支援を行っている以上、他の構成団体とは少し位置づけが異なります。それは、地域福祉を住民の方々と一緒に行っていく「ともに支えあうまちづくり」という市社協のスローガン実現に向けて、ともに活動するからです。

また、市社協の構成団体として市社協の運営（理事・評議員、各委員会委員等として）にもご協力をいただきます。

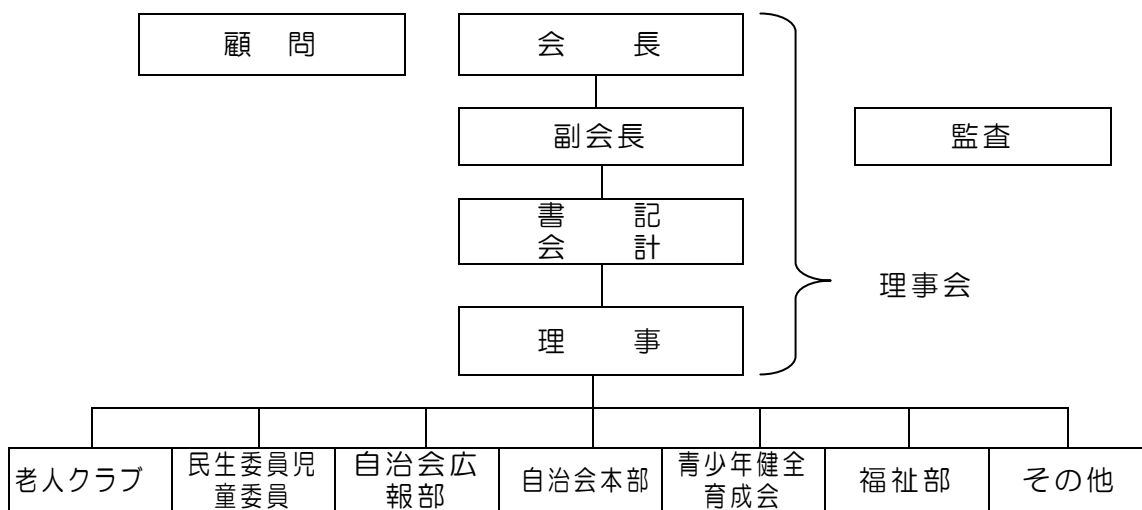
7 地区社協の組織

組織の構成も様々です。A地区（図1）は次のような組織で、市内地区社協に多い組織形態です。その他はB地区（図2）のような部会制を持つ組織と、同じく部会制ですが、一般住民を広く募集し、ボランティアとして構成するC地区社協（図3）のような組織もあります。

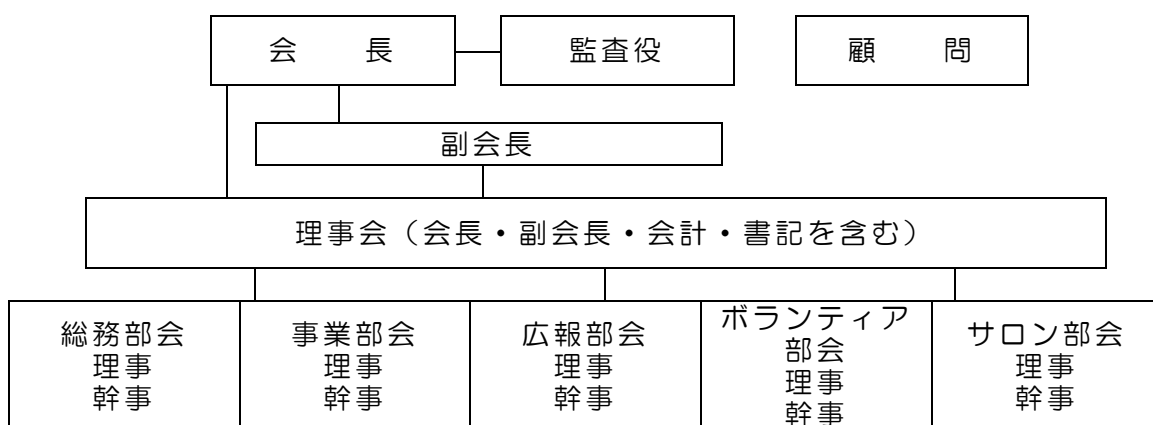
団体の代表者のみで構成すると母体となる団体の役員改選により、地区社協の構成員が一変してしまい活動が定着しないことがあります。設立当初は団体の代表者で構成する方法が取り掛かりやすく、比較的容易に組織化できます。しかし、地域における福祉活動をきめ細かく展開し、その活動を継続していくためには構成員が長く地区社協に関われる環境（受け皿）を作ることも必要となってきます。

市社協では、別紙モデル規約及び組織図のとおり、組織構成及び財政等について協議し、組織運営を円滑に行うための「総務部会」、福祉啓発、イベント事業などの企画・運営を行う「事業部会」、広報紙発行、調査活動などを行い、広く住民に地区社協活動を広めていく「広報部会」、支援を必要としている方に手を差し伸べ、住民ニーズを解決していく「ボランティア部会」、地域の交流の場である「いきいきサロン」の運営を行う「サロン部会」の5部会の設置を推奨し、小園地区社協及び早川地区社協がこの形態を取って運営しています。

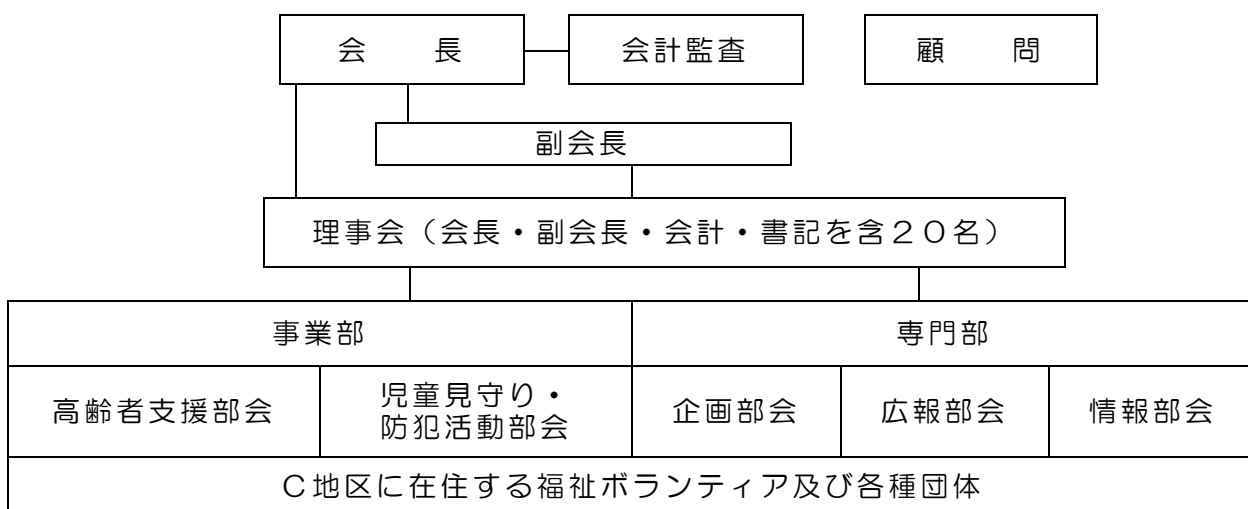
(図1) A地区社協の場合



(図2) B地区社協の場合



(図3) C地区社協の場合



8 地区社協の財源

地区社協の財源としては次のようなものがあげられます。

- (1) 地区社協活動助成金 20万円／年 助成元 市社協
- (2) ふれあいいいきサロン助成金 2万円／年 助成元 市社協
- (3) 地区ボランティアセンター助成金 5万／年 助成元 市社協
- (4) 地区社協活動強化事業助成 助成元 市社協
- (5) ミニサロン委託金 6千円／1回 委託元 綾瀬市
- (6) 自治会助成金 自治会の基準による
- (7) 自治会補助(委託)金(敬老会等の事業費として)
- (8) 寄付金
- (9) バザー等の売上金

※(6)・(7)につきましては、各自治会との協議が必要となります。

9 市社協の支援体制

市社協では地区社協の支援を重点目標として取り組んでいます。

(1) 地区担当職員の配置

オブザーバーとして担当職員を配置し、会合、活動等に出席し、必要な情報提供や助言を行います。また視察研修等における市バスの申請・添乗もします。

(2) 地区社協活動助成金の交付

一律20万円の助成を行います。その他ふれあいいきいきサロン（2万円）、地区ボランティアセンター設置費（5万円）を条件に合わせて上乗せした助成を行っています。

(3) 地区社協連絡協議会の開催

地区社協間の連携強化、情報交換、市社協からの情報提供などを行います。

(4) 地域福祉リーダー養成研修（市と共催）の開催

地区社協役員を対象に地域福祉を推進するリーダーを育成します。

(5) あやせ地域支えあいサポーター研修の開催

地域福祉を推進する人材の養成、知識及び技術の習得のための研修を行っています。

(6) 地区社協活動実践発表大会の開催

各地区社協の活動を広く市民に知ってもらうため、社会福祉表彰式の第2部として開催しています。（2地区／回）

(7) ホームページの活用

各地区社協の紹介、事務連絡等のためのサイトを開設しています。広報等の投稿を希望される場合は電子媒体でお送りください。

(8) その他

研修講師等の派遣も行います。

10 地区社協活動展開のイメージ

広報・啓発・学習・研修・講習

- 広報紙発行
- 自治会行事にてPR
- 車いす・疑似体験
- 介護保険・障害者総合支援法講座
- 栄養・健康講座
- 消費生活・悪徳商法講座
- 小地域活動・ボランティア講座
- 高齢者・児童虐待防止講座
- 視察研修（市内地区社協、市外の施設、地区社協を見学）

イベント事業・自治会等協働事業・市社協事業への協力

- 福祉ふれあいまつり参加（パネル展示、個別ブースで販売）
- お食事会・茶話会（高齢者、障害者対象）
- ゲートボール・グラウンドゴルフ大会（世代間交流も含む）
- 敬老会（主催・共催・協力）
- 自治会イベントに協力（運動会・盆踊り等）
- 芋掘り
- もちつき大会
- 男性料理教室

地域社会資源との協働・協力

- 地域内福祉施設の手伝い（もちつき・おまつり等）
- 小中学校のボランティア活動（お祭り・清掃活動等）
- 子ども会イベントへの参加
- 防犯見まわりパトロール

地域ニーズの発掘・団体の福祉課題共有化

- 要援護者登録制度登録者への訪問
- 地区住民懇談会の開催
- 地区内各種団体との懇談会
- 行政機関・市社協との懇談会
- 地域実態調査の実施
- イベント時の参加者を対象にアンケート
- 課題別委員会の設置

サロン事業の展開（主として地区社協の活動拠点において）

- いきいきサロンの実施
- ミニサロンの実施
- 子育てサロンの実施

要援護者支援

- 福祉マップ作り
- 要援護者の実態把握
- 防災マップ作り
- 実態把握を参考にした防災訓練の実施
- 災害時あんしん袋配布事業への協力

ニーズ需給調整

- 地区窓口の設置
- 相談体制整備
- コーディネーターの資質向上（従事者の研修を含む）
- 制度の紹介

定期的支援活動（無償）・サロン複数設置

- 見守り・声かけ活動
- 友愛訪問への協力
- 区を単位としてサロンを設置

支えあい・お手伝い活動の展開

- 広報活動（チラシ等）
- 軽易・短時間の家事代行ボランティア実施
- 給食サービスの実施
- 徘徊高齢者の見守りネットワークの形成

地区ボランティアセンターの設置

- コーディネーターが常駐できる拠点の確保
- 机等の必要備品整備
- 電話相談に対応
- 福祉専門職の発掘

地域福祉型福祉サービスの展開（有償サービス）

- 託老所の開設
- 有料ホームヘルプサービスの実施
- 配食サービス（毎日型）の実施

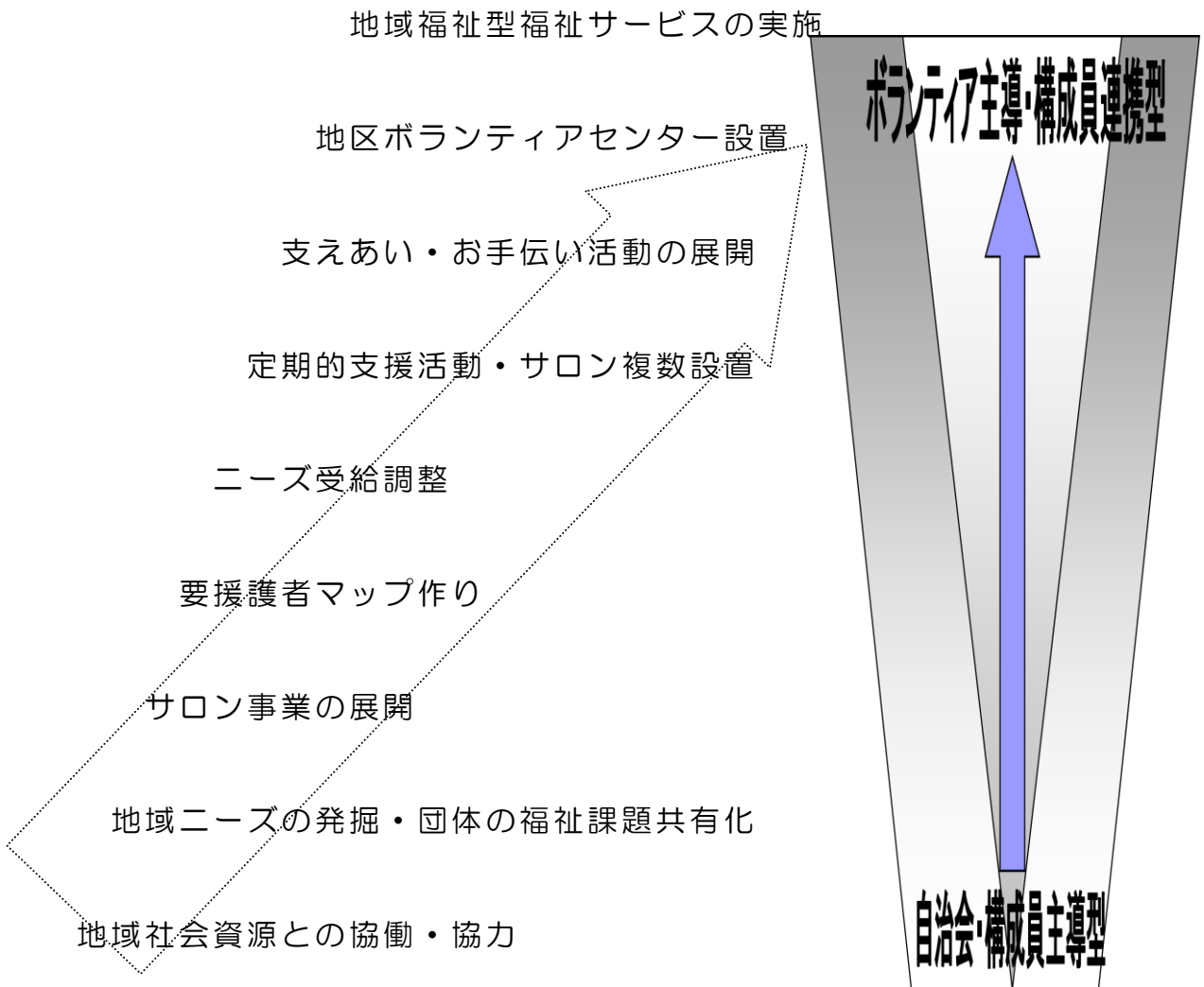
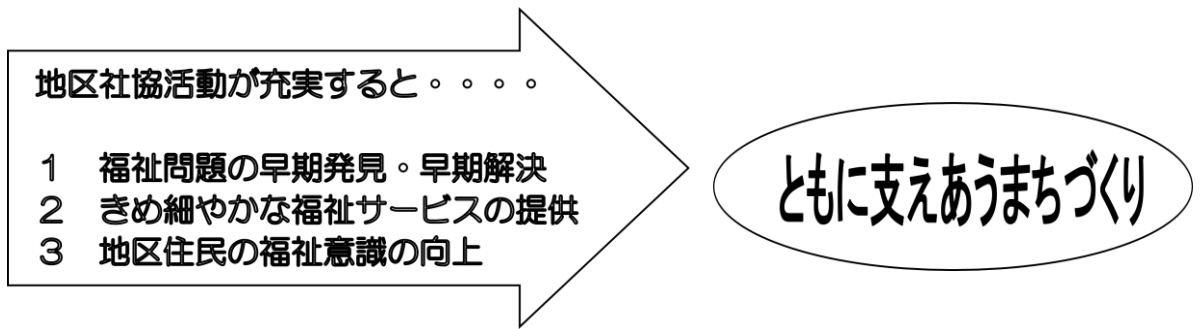
ご注意

これらのメニューは、地区社協活動を計画的に行っていくための例示であり、この順番に行っていかなければならないものではありません。

また、地域の状況や組織の成熟度によって順番が異なる場合や、メニューにない活動もあります。

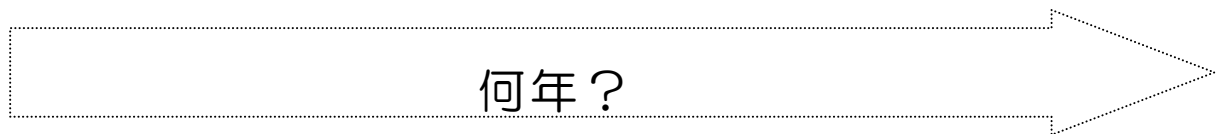
あくまでも地区社協活動の参考としてお考えください。

地区社協活動展開のイメージ図



イベント事業・自治会等協働事業・市社協事業への協力

広報・啓発・学習・研修・講習



11 地区社協が抱える課題

○地域における役割をいくつも担っているため地区社協の役員を担うことや活動に参加することが重荷になっている。それに選出団体の活動の方が忙しい。

でも・・・地域でご活躍の方が、すべて担わなければならないわけではありません。「自分しかいない」という強い責任感も大切ですが、活動の理解が深まれば、必ず「自分がやる」という人が現れます。

○担い手を募集しても集まらない。

ちょっとまって・・・地区社協の存在が浸透していますか？何をしてもらいたいかが明確ですか？具体的なきっかけを意図的に作らなければ人は集まりません。
また、若い人が集まらないというお話を聞きますが、異なる年齢層は、層のまま取り込む工夫が必要です。

○構成団体のみで組織されているため、役員の改選ごとに活動が伸び悩んでいる。

それならば・・・今まで関わってくださった方々が引き続き活動できる受け皿は整えてみませんか。実際にやってもらうことが明確でなければ、形だけ残ってもらっていても人材として機能しません。
例えばボランティア部会をいう受け皿を作り、コーディネーターを配置すれば、地域の需要は集ってきます。
貴重な人材を逃していませんか？

○イベント事業や地域の施設・学校の行事には率先して参加しているが、地域で支援を必要としている人にまで目が向かない。

それは・・・地域で支援を必要としている方々のニーズ（要望・希望）が見えていなく、さらに計画的に目標をもって活動を進めていないためです。

地域の困りごとは何ですか？地区社協の目指すものは「ともに支えあうまちづくり」です。そしてなぜ「協議会」なのかももう一度考えてみませんか？

○地区社協の必要性は漠然と分かっているが・・・

人は・・・誰も住み慣れた地域で生活したいと願っています。その思いは、高齢者も障害を持った方々もみな同じです。

今は地域のため、人のため・・・でも、いずれ自分や家族が支援を必要となったとき「住んでいて良かった」と思える街になっていたらいいと思いませんか？

制度やサービスだけでは、質の高い生活を送っていくことはできません。さらに災害や緊急のときに素早く対応できるのは地域の人々です。

大きな組織を立ち上げ、運営していくということは、とても大変なことですが、未来につながる明るい地域をつくってみませんか。

12 さあステップアップ

ステップ1 まずどんな課題があるか考えてみましょう。

課題を見つけるためには実情を把握しなければなりません。
実際に援助を必要する人に聞く、民生委員や子ども会の会員さんに聞いてみるのもいいでしょう。

ステップ2 課題解決のための計画をたててみましょう。

具体的な目標やテーマがあると取り組みがしやすくなります。
部会や委員会などを設置し、そのテーマにしぼって話し合いを重ねると、より中身が濃くなります。

ステップ3 事業スタート

事業の目的を明確にしてから対象者、予算、スタッフを決めましょう。
課題や計画を振り返り、事業そのものが効果的か検証し、終わった後は反省会でしめ、次につなげましょう。

ステップ4 反省や評価をもとに次のステップへ

第三者の評価があると、より客観的に事業を振り返ることが出来ます。
また次の課題が見えてきませんか？
課題が見えたらステップ1へ！

できることから始めましょう！

But「いつか」「そのうち」では活動はいつまでも前に進みません。「いつまでに」「どのくらい」が大事になります。

参考

(全国社会福祉協議会地域福祉部)

小地域ネットワーク活動とは

小地域を単位として要援護者一人ひとりに近隣の人びとが見守り活動や援助活動を展開するもの

1. 小地域ネットワーク活動の機能

(1) ニーズ発見システム

あらかじめ見守りが必要な人を選び、その人を中心に近隣でチームをつくり、常日頃から見守りを行い、生活や健康上の変化や気づいたことがあれば、連絡を行い、ニーズの発見を図る。

(2) 小地域たすけあいシステム

あらかじめ援助が必要な人を選び、チームをつくった上で、外出介助、身辺介助、友愛訪問、家事援助、入浴介助などの日常的で比較的軽微なサービス・援助、さらには、緊急時対応を行う。

2. 小地域ネットワーク活動の対象

- ・自立度が低いひとり暮らし高齢者、障害者、高齢者夫婦世帯
- ・介護高齢者のいる世帯
- ・幼い子どもがいる父子・母子世帯

※潜在的な対象者には、広い見守りのシステムを組む場合がある。

3. ネットワーク構成の種類

(1) 対象者一人ひとりに対して、協力員（ボランティア）を2～5名程度が「見守り」と「たすけあい」を行うパターン

(2) (1)と同じだが「見守り」だけを行うパターン（援助は民生委員や社協・行政に連絡して行うかたち）

(3) 福祉委員などの名称で住民に依頼し、その福祉委員が数世帯から20世帯程度を担当し、「見守り」を行うパターン

- (4) (3)と同じだが、福祉委員のもとにさらに協力する住民を依頼するパターン
- (5) 地域ごとにボランティアのチームを組織し、社協などに連絡が入ったニーズに応じて、対応するパターン
- (5) 地域ごとに「友愛訪問員」などの名称で、住民に依頼し、安否確認のための定期訪問活動（見守り）を行うパターン

4. 小地域ネットワーク活動が必要とされる理由

- (1) 在宅の生活を支えるには、在宅福祉サービスとともに家族・近隣住民などのインフォーマルな力が必要。そのインフォーマルな力の再編成、システム化。
- (2) 加齢、障害を持つことなどにより、人間関係・社会関係が希薄になり、そのことが心身に大きな影響を与えている。これを回復し、維持することが必要。

5. 小地域ネットワーク活動の効果

- (1) 地域で孤独になりがちな人に対して、協力員の精神的な支えが図られる。
当事者の生活支援、介護などにより具体的に生活を支える。
- (2) とくに介護保険、障害者総合支援法の対象外の人あるいは対象外のケアで必要なものについて支援する。
- (3) 「危険状態」を発見する。

6. ネットワーク活動推進上の留意点

- ・住民の主体性の確保
- ・専門職の位置づけ
- ・プライバシーの保護
- ・ネットワーク活動から出てきた課題の提起
- ・民生委員・児童委員活動との連携
- ・ネットワーク活動対象者と近隣住民の意識
- ・ネットワークを形成できない要援護者への支援
- ・ネットワーク連絡会の活性化
- ・他のインフォーマルな力との連携
- ・介護保険事業等他サービスとの連携・分担
- ・新たな活動を生み出す力
- ・新たなサービスを提案する力

※全国社会福祉協議会ホームページより引用

(厚生労働省)

今後の地域福祉のあり方

平成 19 年 11 月からはじめられた厚生労働省の研究会「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」（座長：大橋謙策）から 2008 年 3 月 31 日付けで『地域における「新たな支えあい」を求めて－住民と行政の協働による新しい福祉』が公表された。

中央と地方の格差が進行する中で、行財政構造改革に伴う地方分権化と民営化の潮流は地域において様々な複雑多様化した生活課題を発生させ、今ほど地域における支えあいが求められている時期はない。

このような状況を踏まえて地域での支えあいを構築するためには住民参加と地方自治体との柔軟な協働を提案するこの報告書は真に時宜を得たものといえよう。

この報告書では、5層にわたる重層的な福祉ネットワークを構築し、人口1万人の中学校区を単位として、保育所経費を除いて約40億円の保健医療・福祉・介護の社会資源、全国では約4兆円、を投入しているモデル図を示している。

これまでの縦割りの属性別予算構成から、地域に着目した横割りの面的な地域福祉型予算構成とも読みとれ、今後、基礎自治体における地域福祉型予算に組み替えることの必要性を示唆しているかのようである。

この報告書で重要なことは、「この支えあいのシステム」を

- ①誰が
- ②どこで
- ③どのように

推進するかについての記述であるが、必ずしも明確ではない。

報告書の中ではコーディネーターの必要性がうたわれ、サービスの調整役とし描かれているが、孤立する家族や当事者に寄り添いながら個別的な問題の解決に向けて自立支援を図ることをはじめとして、地域づくりや住民間の課題の調整役、サービスや制度間の調整、さらには社会環境の改善も含めてよりクリエイティブな専門家としての役割を期待すべきである。

このコーディネーターは、地方自治体、市町村社会福祉協議会、ボランティア団体（NPOを含む。）、民間福祉団体等にも配置が必要である。

さらに重要なことは、このシステムのキーステーションはどこかである。

本会としては、基礎自治体を中核拠点として、多元的な機関や団体をネットワークし、地域包括支援センターをはじめ各種相談機関を統合したソーシャルワークセンター（仮称）の設置を提唱したい。

この運営実践主体は、基礎自治体をはじめとして、市町村社会福祉協議会、公益法人など多面的に検討されてよいだろう。

このため、現行の1951年に設置された福祉事務所制度を抜本的に見直す必要がある。

そしてこのセンター構想は、住民参画を前提として、基本自治条例に基づき公私の地域福祉計画、地域福祉活動計画を統合し、総合的に運営・経営・進行管理されることが重要である。

既に全国には先駆的な地域の実践が多様に存在しており、これらの実践を発掘し、総括しながらサービスの実施主体に、NPO活動や各種のボランティア活動、自治会・町内会、コミュニティ協議会に加えて、地方自治法の改正による「地域自治組織」なども活用されるべきである。

重要なのは財源であるが、上述した制度上の財源を地域福祉型予算の組み替える他、新たな寄付文化の振興が重要である。

中でも共同募金は提案のように現在の都道府県共同募金会に集めて配分する方式を改善し、市町村共同募金会をつくり自らで集め、配分できる仕組みが急務である。

1967年の共同募金会に関する行政管理庁による勧告は、人件費の使用を禁止したが、税や社会保険料はモノ、カネ、ヒト等に使用されており、あらためて公金使用の原則を再確認するべきである。

パートナーリズムとしての中途半端な禁止は、地道な地域の取り組みをむしろ遠ざけるものとなり、人々の関心を引きつけにくくなり、民間活力を奪ってきたといっても過言ではない。

したがって企業をはじめ各種寄付文化の抜本的振興や税制改革により地方自治体への自治財源の委譲が重要である。

※厚生労働省ホームページより引用



発行

社会福祉法人綾瀬市社会福祉協議会

252-1192 綾瀬市早川550番地

電話 0467(77)8166

FAX 0467(79)1812

E-mail info@ayase-shakyo.or.jp